

3. 村落社会研究の方法

—— 対馬・豊科・能登・佐渡・府中などの

調査研究を通して ——

中野 卓

(1) 村落社会は一定の歴史的時期に成立し、長い期間にわたり存在してきたからその各時期において先行する時期の特徴をもつ村落の解体と継起する時期のその再編がみられた。日本近代の村落社会は、いま解体過程にありながらなお再編されつつあるように思われる。一定の時期に歴史的に成立したものだからいつかは消滅するであろうが、今がそうとみるほどの兆候はない。そのようにみるか否かは各時期を通ずる村落社会の概念にどのような定義を与えるかによって異なり。村落共同体をもって村落社会と同一視するなら、テンニースの概念の訳語としても、ウェーバーやマルクスのそれとしても、そういうものは既がないということになる。しかし、村落という日本語でわれわれが呼んでいるのは、古代や中世の村だけでなく近代の村でもある。昭和三〇年代以降に入った現時点において、村落がもはや存在しなくなったとまでは言えたいとすれば、いまの村落社会がいったい何であるかを知る必要がある。

(2) 村落は、それが現れて以来、どの時期にも、ひとつの社会生活のまとまりとして全体社会の中で小さなひとつひとつの部分にみ

られる統合であった。いまも村落社会とよばれるものは、そういうものでなければならぬ。またそれは農林水産業をいとなむことによつて暮しをたてている家々の構成する社会であった。そういうものではなくれば村落社会と呼んではならないだろう。

(3) 都市社会があらわれてからも同じ全体社会のなかに村落社会は存在してきた。いま都市社会は巨大化し、全体社会には都市化（都市中心の再編過程）の急激な進歩を示している。しかもなお、村落はそのような巨大都市やまたその未端で都市化をになう中小都市とも一筋に、これら諸都市との関連をもちつつ村落が存在している。現代においては村落社会は、このような都市中心の社会のなかで、いかなる部分としてあるのだろうか。われわれはさらに、このような視点から溯つて、過去の各時期における社会のなかで、都市と村落がどのようにかわりあつていたのか、過去における村落についてのわれわれの把握が充分であつたのかも再検討してみる必要もあらう。

(4) 村落がひとつの社会的統合であるということは、また自律的・自立的な統合であることは、とりわけ相互に隣接している他のそれぞれ村落とのあいだで、相対的に相互に示したにすぎない性質であつて、村境は、村落統合のもつ輪郭は、隣りあつてゐる村々との対立関係と結合関係とのなかで生じたものなのではなからうか。また、村落の内部に小村落があらゆる分立し、小村落を他の村落が包みこむというような変化と、村落の自立性とはどのような関係をもつのか。これらについても多くの残された問題がある。そして、このように相対的自立性と変化する輪郭をもちうる村落社会に、外から規制を与えるものは、隣接する村落だけでなく、

もっと離れた位置にある一層強力な村落であつたり、小都市であつたりもする。政治的支配は、村落社会相互や、それらと大小の都市との間の関係や区別を、その支配に都合のよいように区分してその境界を定めるとともにこれを維持しようとし、またそれを変更しようとする。

(5) 村落社会は、幕藩体制下でも明治以降でも、政治的支配のために設定された行政村と、村人の生活組織としての村（部落）とが相互規定することにより成立している。

幕政村も幕末には部落（生活組織としての村）がそれに対応する規模と輪郭をもち、行政村と部落のギャップは少なかった。明治以降、区、番組など又できれば部落の合併による行政末端単位の規模の拡大が行政上の必要から促進された結果、また、役場や学校の創設充実維持、運営などの経験からも、明治二二年の行政村の成立をみるに至るが、これに伴うほどの生活組織の拡大はみられなかつたから、各々の行政村が部落連合を内容として形成されたにすぎない。昭和二九年のそれは旧行政村ごと既に成立していた部落連合を幾つか合わせた上で、合併拡大された行政村を設定したものであり、また行政町・行政市のなかにも同様な村落社会が含まれた。

行政村は、幕政村にしても、明治以降の府県や郡のもとにおかれた行政村にしても、それが設置された結果、生活組織としての部落に、そのことに関連した展開を生じさせたことは言うまでもない。

(6) 生活組織としての部落は、家制度体を単位として構成され、家は、家産として持っている生活資材や生産資源と、その成員の労

働にもとづいて、農林水産物の生産を家業経営として営み、これを嫡系の線を以て継承する社会単位である。これらの家々は、近隣関係の複合によって結びつき、その成員は互に面識関係を保持する範囲で連合して、前記のような生産と不可分な生活組織を形成しているのである。しかしながら、部落のこのような生活組織は、農地山林また漁業権を所有する家々の層と、それらを所有しない家々の層からなっており、前者の層をなす家々だけが、「村制度体」をそれらのみで構成する傾向があった。農地改革・漁業改革以前にそれは著しかった。後者の層は前者の層に代表され、従属し庇護されて生活するものであった。

農地は個人による私的所有が法律上のたてまえとなつて後も、家の代表者の所有という形で、家産として保持され、また「村制度体」は、その構成戸に付属させている「村の」「家連合の」土地が、「村」外へ移動するところでは、ただ制限を加えようとする傾向があり、また、「村」内における家産の分裂分散による移動についても同様であった。

(7) 以上のような土地所有戸の「村制度体」に対して、行政村の内部に行政的に設定された「区」は、各部落に対応して置かれ、その区域内に居住する家々を包含した。しかし「村制度体」を構成する家連合は、Formalに、あるいは Informalに、この居住区の組織を代行した。昭和戦時期の「部落会」は、かかる居住区の組織を一律に Formedなものとし、戦時末期の困窮のなかでは「村制度体」の構成戸とそれ以外の家々の間の差別も潜在した。戦後の農地改革・漁業改革は、小作を自作化し、漁業権も、かつてはそれをもちえなかつた家々にもたてまえとして解放された。

「村制度体」がこのようなくずれをみせたのちも村落社会が解体し去りはしなかつた。農地も漁業権も依然として家によって所有され、家業経営として、あるいは家連合体による経営として営まれてきたことと、それは関係しているのではなからうか。

強大な国家机关の組織に、重化学工業を中心とする強大な企業経営の組織が結びついて支配している現代社会のなかに、零細な商工業や農林水産の家業経営が併存している社会構造が、どのようにしてそのなかに現代の村落社会を存在させているのか。この村落社会は、これまでの各時期におけるそれとはちがったいかなることの時期の特徴を示しつつ存在しているのか。社会学的研究はそれは、社会関係をとりむすぶ人間の行動から解かなければならないのである。